

資 料

目 次

職員給与等実態調査の結果

職員給与等実態調査(令和4年)の概要	1
第1表 職員区分別の職員数、平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数	1
第2表 給料表別の職員数等の状況	2
第3表 給料表別、級別及び号給別の人員分布	5
第4表 扶養手当の支給状況	23
第5表 管理職手当の支給状況	24
第6表 住居手当の支給状況	24
第7表 通勤手当の支給状況	25
第8表 再任用職員の給料表別、級別人員	26

職種別民間給与実態調査の結果

職種別民間給与実態調査(令和4年)の概要	27
第9表 産業別、企業規模別調査事業所数	27
第10表 給与改定の状況	28
第11表 企業規模別、職種別給与額等	29
第12表 職種別、学歴別及び企業規模別の初任給	34
第13表 初任給の改定状況	34
第14表 家族手当の支給状況	35
第15表 在宅勤務関連手当の支給状況	35
第16表 冬季賞与の考課査定分の配分状況	36
第17表 定年制の状況	36
(参考) 職員と民間従業員の職務対応	37

生計費

第18表 費目別、世帯人員別標準生計費	38
---------------------	----

労働経済情勢

第19表 労働経済指標	39
-------------	----

人事院勧告等

給与勧告の骨子	40
公務員人事管理に関する報告の骨子	42

職員給与等実態調査の結果

職員給与等実態調査（令和4年）の概要

1 調査時期

令和4年4月1日現在

2 調査対象

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例、学校職員の給与等に関する条例、任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員

ただし、臨時的任用職員、会計年度任用職員、育児休業者及び無給休職者等を除外

3 調査事項

調査対象に該当した全職員の適用給料表、職務の級、給料の月額、扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、職員数、学歴、性別、年齢、経験年数等の実態

第1表 職員区分別の職員数、平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数

区分	職員数	平均給与月額								平均年齢	平均経験年数	
		給料の月額	扶養手当	地域手当	住居手当	その他	合計	対前年比	対前年増減 (△印は減)			
一般職員	人	円	円	円	円	円	円	円	%	円	歳	年
	10,261 (10,121)	327,622 (330,629)	7,383 (7,598)	40,789 (41,199)	7,524 (7,304)	5,649 (5,872)	388,967 (392,602)	99.1 (99.4)	△ 3,635 (△2,377)	41.8 (41.9)	19.7 (19.8)	
うち 行政職員	8,915 (8,803)	326,594 (329,624)	7,246 (7,451)	40,685 (41,092)	7,514 (7,340)	5,201 (5,358)	387,240 (390,865)	99.1 (99.4)	△ 3,625 (△2,201)	41.7 (41.7)	19.7 (19.8)	
教育職員	20,514 (20,659)	346,732 (348,390)	7,209 (7,087)	43,146 (43,349)	8,263 (8,025)	11,726 (11,958)	417,076 (418,809)	99.6 (99.2)	△ 1,733 (△3,189)	39.1 (39.6)	16.2 (16.8)	
警察官	15,462 (15,429)	326,130 (325,080)	13,610 (13,475)	40,910 (40,768)	5,487 (5,455)	1,294 (1,297)	387,431 (386,075)	100.4 (100.3)	1,356 (1,061)	38.1 (37.9)	17.5 (17.3)	
合計	46,237 (46,209)	335,601 (336,717)	9,388 (9,332)	41,875 (42,017)	7,171 (7,009)	6,889 (7,065)	400,924 (402,140)	99.7 (99.6)	△ 1,216 (△1,569)	39.4 (39.5)	17.4 (17.6)	

注 1 区分欄に掲げる各区分を、適用給料表によって分類すると次のとおりであり、再任用職員は含まれていません。
(以下第7表までについて同じです。)

- (1) 一般職員…行政職給料表(1)、学校行政職給料表、行政職給料表(2)、海事職給料表(1)、海事職給料表(2)、研究職給料表、医療職給料表(1)、医療職給料表(2)、医療職給料表(3)、学校栄養職給料表、福祉職給料表、第1号任期付研究員給料表、第2号任期付研究員給料表及び特定任期付職員給料表の適用職員
 - (2) 行政職員…一般職員のうち行政職給料表(1)及び学校行政職給料表の適用職員
 - (3) 教育職員…教育職給料表の適用職員
 - (4) 警察官…公安職給料表の適用職員
- 2 給料の月額には、教職調整額を含みます。
- 3 その他とは、管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当等です。
- 4 () 内は、前年(令和3年4月1日現在)の調査結果の値です。

第2表 給料表別の職員数等の状況

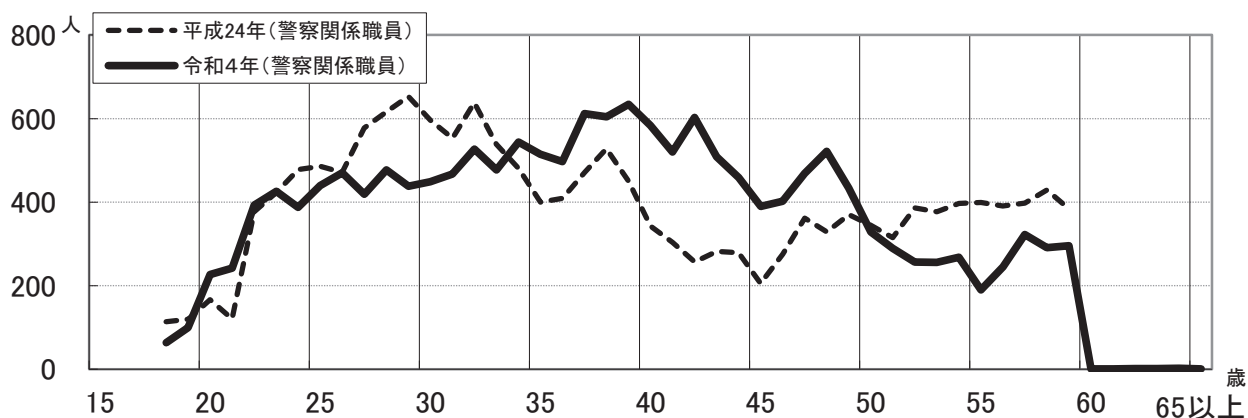
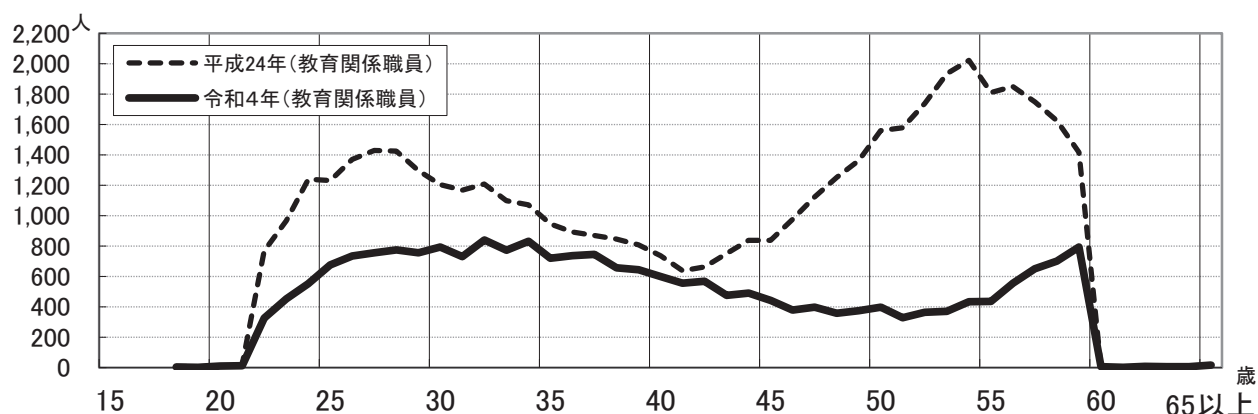
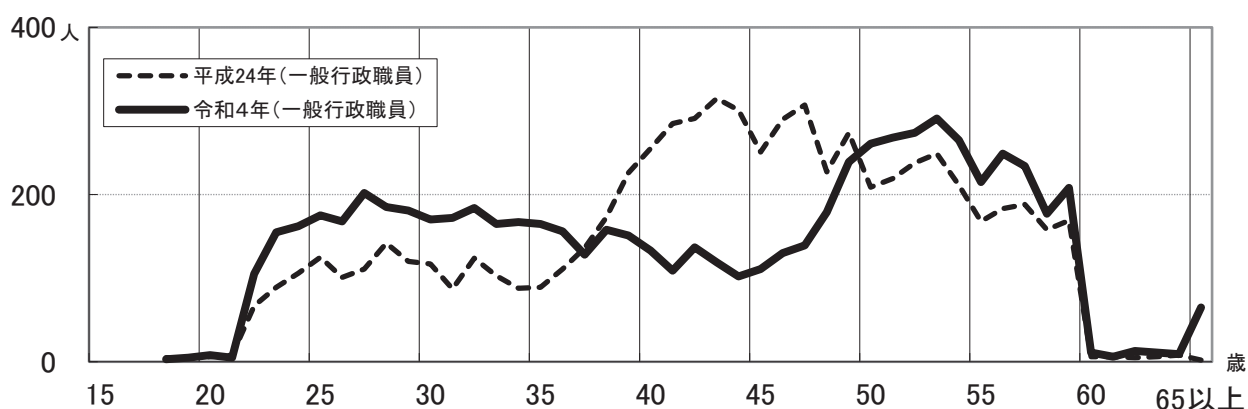
その1 給料表別職員数、学歴別・性別人員構成比、平均給料月額、平均年齢及び平均経年数

区分			職員数		学歴別人員構成比				性別人員構成比		平均給料月額	平均年齢	平均経年数
			人	%	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女			
一 般 職 員	行政職員	行政職給料表(1)	8,070 (7,941)	17.5 (17.2)	73.7 (74.5)	7.4 (7.7)	18.3 (17.4)	0.6 (0.5)	60.4 (61.8)	39.6 (38.2)	328,980 (332,186)	41.8 (41.8)	19.8 (19.9)
		学校行政職給料表	845 (862)	1.8 (1.9)	50.8 (49.8)	9.5 (10.0)	38.6 (38.9)	1.2 (1.4)	42.8 (43.0)	57.2 (57.0)	303,811 (306,019)	40.5 (40.7)	19.0 (19.4)
		小計	8,915 (8,803)	19.3 (19.1)	71.6 (72.1)	7.6 (7.9)	20.2 (19.5)	0.6 (0.6)	58.7 (60.0)	41.3 (40.0)	326,594 (329,624)	41.7 (41.7)	19.7 (19.8)
		行政職給料表(2)	118 (123)	0.3 (0.3)	0.8 (0.8)	0.8 (0.8)	96.6 (96.7)	1.7 (1.6)	99.2 (99.2)	0.8 (0.8)	362,630 (362,735)	49.9 (49.7)	30.5 (30.2)
		海事職給料表(1)	17 (14)	0.0 (0.0)	11.8 (14.3)	29.4 (42.9)	58.8 (42.9)	- (-)	100.0 (100.0)	- (-)	396,035 (398,386)	48.5 (47.8)	27.3 (26.4)
		海事職給料表(2)	24 (23)	0.1 (0.0)	- (-)	- (-)	100.0 (95.7)	- (4.3)	100.0 (100.0)	- (-)	290,496 (293,722)	40.9 (41.7)	19.4 (21.1)
		研究職給料表	245 (245)	0.5 (0.5)	99.2 (99.2)	0.4 (0.4)	0.4 (0.4)	- (-)	72.7 (73.5)	27.3 (26.5)	370,518 (368,767)	43.7 (43.2)	20.1 (19.8)
		医療職給料表(1)	40 (42)	0.1 (0.1)	100.0 (100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	52.5 (52.4)	47.5 (47.6)	470,140 (474,107)	46.4 (47.4)	20.9 (22.1)
		医療職給料表(2)	88 (80)	0.2 (0.2)	77.3 (73.8)	22.7 (26.3)	- (-)	- (-)	25.0 (33.8)	75.0 (66.3)	326,536 (344,186)	42.8 (44.7)	19.7 (22.1)
		医療職給料表(3)	37 (42)	0.1 (0.1)	8.1 (14.3)	91.9 (85.7)	- (-)	- (-)	8.1 (7.1)	91.9 (92.9)	345,589 (336,740)	50.1 (48.6)	24.5 (23.1)
		学校栄養職給料表	78 (76)	0.2 (0.2)	62.8 (61.8)	37.2 (38.2)	- (-)	- (-)	5.1 (3.9)	94.9 (96.1)	242,988 (241,457)	33.3 (32.7)	9.6 (10.1)
		福祉職給料表	692 (666)	1.5 (1.4)	93.9 (94.6)	4.2 (4.2)	1.7 (1.1)	0.1 (0.2)	52.7 (53.0)	47.3 (47.0)	317,411 (320,479)	41.3 (41.6)	18.1 (18.4)
		特定任期付職員給料表	7 (7)	0.0 (0.0)	100.0 (100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	100.0 (85.7)	- (14.3)	562,586 (562,586)	58.6 (54.7)	11.9 (6.7)
		計	10,261 (10,121)	22.2 (21.9)	72.5 (72.9)	7.8 (8.1)	19.1 (18.5)	0.6 (0.5)	58.4 (59.6)	41.6 (40.4)	327,622 (330,629)	41.8 (41.9)	19.7 (19.8)
教育職員	教育職給料表	20,514 (20,659)	44.4 (44.7)	95.1 (94.9)	4.0 (4.1)	0.9 (0.9)	- (-)	51.1 (51.4)	48.9 (48.6)	334,578 (336,210)	39.1 (39.6)	16.2 (16.8)	
警察官	公安職給料表	15,462 (15,429)	33.4 (33.4)	46.2 (45.8)	7.9 (7.5)	45.9 (46.7)	- (-)	90.3 (90.5)	9.7 (9.5)	326,130 (325,080)	38.1 (37.9)	17.5 (17.3)	
合	計	46,237 (46,209)	100.0 (100.0)	73.8 (73.7)	6.1 (6.1)	20.0 (20.1)	0.1 (0.1)	65.8 (66.3)	34.2 (33.7)	330,209 (331,271)	39.4 (39.5)	17.4 (17.6)	

- 注 1 ()内は、前年の調査結果の値です。
 2 区分の小計欄及び計欄の構成比は、給料表ごとの構成比の合計又は当該区分の職員の全職員に占める割合としました。
 3 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100.0%にならない場合及び内訳の合計が計と一致しない場合があります。
 4 教育職員の平均給料月額には、学校職員の給与等に関する条例別表第1の備考2の規定に基づく給料月額の加算を含みます。(第3表について同じです。)
 5 教育職員の教職調整額を含む平均給料月額は、346,732円(348,390円)です。

その2 職員数の推移

区 分	令和4年4月(A)	平成24年4月(B)	増減(A)-(B)	(A)/(B)
	人	人	人	%
一般行政職員	6,925	6,838	87	101.3
教育関係職員	22,255	46,478	△ 24,223	47.9
うち教育職給料表	20,514	43,276	△ 22,762	47.4
うち学校行政職給料表	845	1,941	△ 1,096	43.5
警察関係職員	17,057	16,498	559	103.4
うち公安職給料表	15,462	15,011	451	103.0
合 計	46,237	69,814	△ 23,577	66.2



- 注 1 一般行政職員とは、知事部局、議会局、監査事務局、人事委員会事務局等に所属する事務職員、研究職員、医療職員等です。
 2 教育関係職員とは、教育局及び県立学校、市町村立学校等の教育機関に所属する教員、事務職員等です。
 3 警察関係職員とは、警察本部、警察署等に所属する警察官、事務職員等です。

第3表 給料表別、級別及び号給別の人員分布

行政職給料表(1) (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1										
2										
3										
4										
5				2						1
6										
7				2	1					1
8				2						
9	17									
10		1		2					1	
11				1						
12	8	1	2							
13	5	1	1							
14				2	1				1	
15		3							6	1
16	7	8	4	1					10	
17	14	11	4	7					8	
18		2	8	3					4	
19		6	2	8	2	1			3	
20	23	50	14	8	1				2	
21	3	49	24	15	1					
22	3	25	25	20	4					
23	3	20	19	18	1	1			1	
24	21	32	26	25	5				3	
25	4	46	21	23	3	1			2	
26	3	45	30	26	4	1				
27	5	34	23	20	10	3			1	
28	25	42	28	22	10	1			1	
29	139	49	35	32	11	2		1		
30	8	43	47	32	10	3	1	1	1	
31	2	29	31	45	9	6	20	8	3	
32	154	36	31	23	10	6	29	21		
33	20	26	33	33	13	3	3	1	1	
34	4	23	30	40	15	1	6			
35	8	18	31	21	15	3	22	13		
36	144	18	32	43	24	5	9	3		
37	46	17	31	26	16	7	8	8		
38	13	10	30	29	16	7	17	3		
39	16	16	20	26	14	10	19	2	1	
40	94	19	24	22	16	2	20	2		
41	55	14	21	22	11	7	23	4	1	
42	29	16	11	27	8	9	21	2		
43	16	14	15	28	15	6	18	2		
44	94	12	13	20	19	7	26	3		
45	57	12	14	17	11	11	17	9		
46	27	11	12	21	11	3	14			
47	20	14	8	22	6	5	14			
48	30	6	16	18	13	7	19			
49	20	7	8	12	13	7	12			
50	12	2	16	14	10	21	20			
51	10	3	14	9	7	33	21			
52	21	4	13	12	6	14	12			
53	19	3	8	9	5	8	19			
54	10	2	7	14	10	19	12			
55	12	3	14	15	12	25	15			
56	28	4	6	10	12	18	6			
57	22	2	5	10	2	15	14			
58	8	1	5	5	10	13	10			
59	10	3	1	14	4	15	8			
60	19	2	4	4	9	16	13			
61	17	1	4	13	8	20	15			
62	6		5	9	6	18	14			
63	3	1	5	8	7	13	13			
64	14	1	1	17	3	18	11			
65	5	2	4	10	4	16	111			
66	4	1	1	9	4	24				
67	5	1	1	3	10	25				
68	5	3	3	10	22	20				

号給	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
69		1		1	4	12	18				
70		4	1	3	8	15	19				
71		5	1	2	11	12	17				
72		3			7	7	16				
73		2	3		9	19	22				
74		4			5	15	20				
75		1	1	4	4	19	22				
76				1	9	16	16				
77		2	2	2	9	11	9				
78		1			18	20	18				
79		3		2	12	17	9				
80		4	1	2	11	14	18				
81		2	2		17	22	13				
82		1		1	12	15	21				
83		2	2	2	12	14	25				
84		2			16	13	21				
85		4		4	11	18	14				
86				3	11	25	12				
87		5		2	14	16	18				
88		2			14	22	16				
89		2		1	21	26	6				
90		4	1		16	25	10				
91		3		2	22	21	12				
92		1		4	22	42	6				
93		79		2	9	27	45				
94			2	5	12	33					
95				1	16	27					
96			1	1	20	28					
97				2	22	25					
98				3	14	32					
99			1		16	30					
100				1	15	26					
101				2	24	221					
102				2	19						
103			1	7	18						
104				1	35						
105				2	268						
106				1							
107			1	3							
108											
109				6							
110											
111				1							
112			1	1							
113			1	23							
114											
115											
116											
117											
118			1								
119											
120			1								
121											
122											
123											
124			1								
125			9								
人員計(人)		1,504	859	941	1,744	1,355	899	632	83	50	3
(構成比(%))		(18.6)	(10.6)	(11.7)	(21.6)	(16.8)	(11.1)	(7.8)	(1.0)	(0.6)	(0.0)
平均給料月額 (円)		206,225	245,108	292,317	356,615	386,829	409,807	441,489	465,024	506,722	542,000
平均年齢(歳)		28.1	31.6	36.6	45.9	49.1	50.9	53.7	56.0	56.7	52.3
標準的な職	主事、技師等	高度の知識経験を必要とする主事、技師等	主任主事、主任技師等	主査等	副主幹、副技幹等	グループリーダー等	本庁の課長等	本庁の部長等	局長等	理事等	

注 1 「標準的な職」は代表的なものを掲げています。

2 人員計欄の構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100.0%にならない場合があります。

3 1・2は、以下の給料表について、同じです。

学校行政職給料表（県立学校並びに市町村立の小・中学校、義務教育学校及び特別支援学校に勤務する事務職員に適用）

号給	級	1	2	3	4	5	6	号給	級	1	2	3	4	5	6	
1								73		1					6	4
2								74							1	3
3								75		1					1	3
4								76		1					2	2
5								77							2	2
6								78		1					2	5
7								79							2	5
8								80		1					1	3
9		4						81							6	2
10			1					82		1					1	5
11								83		2					3	2
12		2						84							2	1
13								85							4	4
14			1		1			86		1					2	2
15								87							1	2
16		3	4					88							3	4
17		2	5					89							1	4
18			2					90							1	5
19			2	1				91							3	6
20		9	10	2				92							1	4
21		1	7	2				93		21					6	6
22		1	11	3	1			94							1	7
23			5	2	2			95							1	7
24		6	3	1	1			96							2	2
25		2	5	1	2			97							5	2
26			11	5	3			98							1	1
27		2	6	8	4			99							4	6
28		8	2	2	2			100							1	6
29		17	5	4	2			101							33	
30		2	3	4				102							4	
31		1	3	6	1			103							2	
32		23	3	6	6			104							1	
33		7	2	5				105							14	
34		5	2	4				106								
35		2	3	4	3			107								
36		7	3	7	2			108								
37		6	3	2	8			109								
38		3	2	2	1			110								
39		1	3	4	1			111								
40		13	2	4	1			112								
41		5	2	4	1			113								
42		5	1	4	2			114								
43		3	3	4	1			115								
44		12		1	3			116								
45		3	2	3	2			117								
46		1		4	4			118								
47		3	5	2	1			119								
48			1	1				120								
49		3	1	1	1			121								
50		1	1					122								
51		2	1	2	2			123								
52		4	2				1	124								
53			1		2	1	1	125								
54			2	2	1		1									
55		3		1	1		11									
56		1	1	1			1									
57		1	1			1	1									
58						1	1									
59		1			1											
60							1									
61			1		1	1	2									
62		2			1	1	1									
63				1	1	2	1									
64		1				1	1									
65		3					4									
66		2			2		1									
67		2				3										
68		2			1	3	1									
69					1		2									
70					1	1	9									
71					1	1	5									
72						2	8									
								人員計(人)		217	134	110	142	149	93	
								(構成比(%))		(25.7)	(15.9)	(13.0)	(16.8)	(17.6)	(11.0)	
								平均給料月額(円)		204,527	241,104	285,752	359,556	396,576	413,447	
								平均年齢(歳)		30.2	31.8	34.8	45.8	52.6	56.1	
								標準的な職	主事、事務主事	高度の知識経験を必要とする主事、事務主事	主任主事、主任事務主事	主査、事務主査	副主任、総括事務主査	事務長、事務主幹		

行政職給料表(2) (機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員に適用)

号給	級	1	2	3	4	5
1					1	
2						
3						
4						
5					3	
6						
7						
8						
9					2	
10				1		
11		1				
12						
13			1		1	
14			1			
15						
16						
17						
18					1	1
19						
20						
21						
22						2
23						1
24				1		
25						2
26						
27						
28						
29						1
30						
31						1
32						
33						
34						
35						
36					2	
37						
38						2
39		1				
40						
41						2
42						
43						1
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						1
55						
56						1
57						
58						
59						1
60						
61						
62						
63						3
64						
65						2
66						1
67						
68						1
69						
70						
71						
72						

号給	級	1	2	3	4	5
73						1
74						
75						1
76						
77						2
78						3
79						
80						2
81						
82						1
83						
84						3
85						
86						1
87						
88						1
89						2
90						1
91						2
92						5
93						4
94						7
95						2
96						6
97						2
98						3
99						6
100						2
101						6
102						3
103						1
104						1
105						3
106						2
107						
108						2
109						1
110						
111						
112						2
113						1
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
人員計(人)	(-)	4	2	10	102	
(構成比(%))	(-)	(3.4)	(1.7)	(8.5)	(86.4)	
平均給料月額	(円)	205,525	225,850	264,720	381,072	
平均年齢(歳)	(-)	28.0	30.0	34.7	52.7	
標準的な職	技能職員	相当の技能又は経験を必要とする技能職員	相当高度の技能又は経験を必要とする技能職員	高度の技能又は経験を必要とする技能職員	特に高度の技能又は経験を必要とする技能職員	

海事職給料表(1) (船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等に適用)

号給	級	1	2	3	4	5	6
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18		1					
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							1
27							
28							
29							
30							
31							
32			1				
33							
34							
35							
36							
37							
38			1				
39							
40							
41							
42							
43				1			
44			1				
45							
46							
47						1	
48							
49							
50							
51							
52							
53							
54				1			
55			1				
56							
57							
58							
59							
60							
61							
62				1			
63							
64							
65							
66							
67				1	1		
68				1			
69							
70							
71							
72							

号給	級	1	2	3	4	5	6
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84					1		
85							
86				1			
87					1		
88							
89							
90					1		
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
人員計(人)		-	1	5	8	2	1
(構成比(%))		(-)	(5.9)	(29.4)	(47.1)	(11.8)	(5.9)
平均給料月額(円)		-	261,600	348,680	421,188	444,650	468,800
平均年齢(歳)		-	26.0	46.2	49.6	56.0	59.0
標準的な職	大型・中型船舶の航海士等	相当高度の知識経験を必要とする大型・中型船舶の航海士等	大型船舶の1等航海士等、中型船舶の船長等	大型船舶の船長等	相当高度の知識経験を必要とする大型船舶の船長等	高度の知識経験を必要とする大型船舶の船長等	

海事職給料表(2) (船舶に乗り組む職員で、行政職給料表(2)又は海事職給料表(1)の適用を受けない職員に適用)

号給	級	1	2	3	4	5
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25		1				
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34			1			
35						
36				1		
37						
38			1			
39						
40						
41						
42				1		
43						
44						
45				1		
46						
47						
48						
49						
50						
51			1			
52						
53			1			
54			1			
55						
56						
57			1			
58						
59						
60		1				
61						
62						
63		1				
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70		1				
71						
72		1				

号給	級	1	2	3	4	5
73						
74						
75						
76				1		
77				1		
78						
79						
80						
81						
82						
83						1
84						
85		1				
86						
87						
88						
89						
90						
91						1
92						1
93						
94						
95						
96						
97						4
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
人員計(人)		6	6	5	-	7
(構成比(%))		(25.0)	(25.0)	(20.8)	(-)	(29.2)
平均給料月額 (円)		235,400	259,067	302,860	-	355,829
平均年齢(歳)		33.5	36.8	39.2	-	51.9
標準的な職	船舶の乗組員	相当高度の技能又は経験を必要とする船舶の乗組員等	大型船舶の各次長、小型船舶の船長等	大型船舶の各長、高度の技能又は経験を必要とする中型船舶の各長等		相当高度の技能又は経験を必要とする大型船舶の各長等

研究職給料表 (試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用)

号給	級	1	2	3	4	5	6
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17				2			
18							
19							
20				1			
21				2			
22				2			
23				3			
24			1	2			
25			3	2			
26				2		2	
27				7			
28				2			
29				4			
30			1	1		2	
31			2	1		2	
32	2		5	4		1	
33						2	
34			2	3			
35			3	1		1	
36			4	1	1	3	
37	2			2	1		
38	1		1	3		1	
39				2	1	1	
40	2				1		
41	1	1		3			
42	1	1				1	
43						1	
44	4	1		2		1	
45	1	2					
46	2			1		2	
47		1			4	1	
48	1			1	2		
49	2	1			1	1	
50				2		2	
51				3		3	
52	2	1			2		1
53					2		
54					2		
55	1	1			1		
56	2						
57	3						
58		1		1	1	1	
59					1	1	
60				1	1	1	
61					3	14	
62							
63				1	2		
64	1			1	3		
65				1			
66					2		
67					2		
68			1				
69							
70	2				1		
71					1		
72					3		

号給	級	1	2	3	4	5	6
73					1		
74							
75							
76				1	1		
77							
78				2	1		
79					1		
80							
81					5		
82				1			
83							
84							
85							
86							
87				1			
88							
89				14			
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103		1					
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
人員計(人)		31	35	84	50	44	1
(構成比(%))		(12.7)	(14.3)	(34.3)	(20.4)	(18.0)	(0.4)
平均給料月額(円)		231,055	279,074	359,727	427,732	493,595	524,800
平均年齢(歳)		28.6	33.4	42.2	52.5	55.2	58.0
標準的な職	研究員		高度の知識経験を必要とする研究員	主任研究員	試験研究機関の課長等	規模の大きい試験研究機関の長等	特に規模の大きい試験研究機関の長

医療職給料表(1) (保健福祉事務所、社会福祉施設、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

号給	級	1	2	3	4
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12			2		
13					
14			1		
15					
16			1		
17			1		
18					
19					
20					
21		2			
22					
23					
24		1			
25					
26					
27					
28		3			
29					
30					1
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44			1		
45					
46					
47					
48			1		
49					
50					
51					
52					
53			1	1	
54					
55					
56			1		
57					
58					
59					
60			1	1	
61					
62			1	1	
63					
64					
65				1	2
66			1		
67					
68				1	
69					
70					
71					
72					

号給	級	1	2	3	4
73					
74					
75			1	1	
76			1		
77					
78					
79					
80					
81				1	
82					
83					
84				1	
85				1	
86					
87				1	
88					
89					
90					
91				1	
92				1	
93				5	
94					
95					
96					
97					
人員計(人)		6	14	17	3
(構成比(%))		(15.0)	(35.0)	(42.5)	(7.5)
平均給料月額 (円)		332,350	431,257	535,212	558,433
平均年齢(歳)		28.0	38.3	57.6	57.3
標準的な職	医師、 歯科医師		相当高度の知識経験に基づき困難な業務を行う医師、 歯科医師	保健福祉事務所の長等	職務の複雑、困難及び責任の度が特に高い保健福祉事務所の長

医療職給料表(2)

(保健福祉事務所、社会福祉施設、診療所、家畜保健衛生所に勤務する獣医師、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、病理細菌技術者、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、あん摩マッサージ指圧師、その他の医療技術者である職員に適用)

号給	級	1	2	3	4	5	6	号給	級	1	2	3	4	5	6
1								73						1	
2								74							
3								75							
4								76							
5								77					1	1	
6								78					1		
7								79							
8								80							
9				1				81							
10								82							
11								83					1		
12								84							
13				1				85		1					
14								86							
15				2	1			87							
16				1				88							
17			3					89				1	1		
18								90					1		
19								91					1		
20			1					92							
21			1	1				93					2		
22				1				94							
23								95							
24			4					96					1		
25	1		1					97					13		
26								98							
27								99							
28								100							
29			2					101							
30					1			102							
31				1				103							
32			1	1				104							
33					1			105							
34					1			106							
35			1					107							
36			1					108							1
37			1					109							
38			1		1			110							
39								111							1
40								112							
41			2					113							
42			1					114							
43			2					115							
44					1			116							
45					1			117							
46						1		118							
47							1	119							
48			1					120							
49								121							
50						1		122							
51						1		123							
52			1			1		124							
53					1			125							
54								126							
55			1					127							
56			1					128							
57								129							
58								130							
59					1			131							
60					1			132							
61								133			1				
62					1										
63			1												
64															
65			1												
66															
67															
68						1									
69					1										
70															
71															
72															
								人員計(人)	2	29	10	35	7	5	
								(構成比(%))	(2.3)	(33.0)	(11.4)	(39.8)	(8.0)	(5.7)	
								平均給料月額(円)	217,650	246,879	281,200	380,851	405,886	431,480	
								平均年齢(歳)	41.5	31.1	34.2	50.4	55.9	57.0	
								標準的な職	栄養士、診療放射線技師等	薬剤師、獣医師等	相当困難な業務を行う薬剤師、獣医師等	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う薬剤師、獣医師等	高度の知識経験に基づき特に困難な業務を行う薬剤師、獣医師等	家畜保健衛生所の長等	

医療職給料表(3) (社会福祉施設、診療所等の医療施設に勤務する助産師、看護師及び准看護師である職員に適用)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1				1				73			1				
2								74							
3								75							
4								76							
5								77							
6								78							
7								79							
8								80							
9								81							
10								82							
11								83							
12								84							
13								85							
14								86							
15								87							
16								88							
17								89							
18								90							
19			1	1				91							
20								92							
21								93							
22								94							
23								95							
24								96			1				
25				1				97							
26								98					1		
27								99							
28								100							
29						1		101					1		
30								102							
31					2			103							
32								104							
33								105							
34								106							
35								107							
36								108							
37				1				109							
38								110							
39								111							
40								112							
41				1				113							
42					1			114							
43								115							
44								116							
45								117							
46								118							
47			1	1				119							
48			1	3				120							
49						2		121							
50								122							
51								123							
52					1			124							
53								125							
54								126							
55								127							
56			1					128							
57				2				129							
58				1				130							
59					1	1		131							
60								132							
61								133							
62								134							
63					1			135							
64								136							
65				1				137							
66					1			138							
67								139							
68								140							
69				1				141							
70				1		1		142							
71								143							
72				1	1			144							

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7
145								
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
158								
159								
160								
161								
162								
163								
164								
165								
166								
167								
168								
169								
人員計(人)		-	-	6	16	10	5	-
(構成比(%))		(-)	(-)	(16.2)	(43.2)	(27.0)	(13.5)	(-)
平均給料月額 (円)		-	-	306,867	321,994	369,760	419,220	-
平均年齢(歳)		-	-	43.3	50.4	51.5	54.4	-
標準的な職		准看護師	助産師、 看護師	高度の知識経験を必要とする助産師、看護師	主任看護師	看護係長等	看護科長等	看護業務を行う出先機関の部長

学校栄養職給料表 (県立学校並びに市町村(市町村の組合を含む。)立の小・中学校、義務教育学校及び特別支援学校並びに学校給食法第6条に規定する施設に勤務する学校栄養職員に適用)

号給	級	1	2	3	4	号給	級	1	2	3	4
1						73					
2						74					
3						75					
4						76					
5						77					
6			1			78					
7						79					
8						80					
9						81					
10			2	1		82					
11						83					
12					1	84					
13						85	6				
14			2			86					
15			4	1		87					
16			1	1		88					
17			2	1		89					
18			1	1		90					
19			1	1		91					
20			1	3		92					
21				1		93					
22						94					
23	1					95					
24						96					
25			4	1	2	97					
26			1			98					
27	2		2			99					
28			1	1		100					
29	1					101					
30					1	102					
31	1		5			103					
32			2			104					
33						105					1
34			2			106					
35	1		1	1		107					
36						108					
37						109					
38	1					110					
39	2					111					
40			1			112					
41						113					
42						114					
43			1			115					
44			1		1	116					
45						117					
46						118					
47						119					
48	1					120					
49	1		1			121					
50						122					
51						123					
52						124					
53						125					
54	1					126					
55	1					127					
56						128					
57						129					
58						130					
59						131					
60						132					
61	1					133					
62											
63											
64											
65											
66											
67											
68											
69											
70											
71	1										
72	1										
						人員計(人)		22	37	13	6
						(構成比(%))		(28.2)	(47.4)	(16.7)	(7.7)
						平均給料月額(円)		221,186	228,286	275,069	344,083
						平均年齢(歳)		38.8	28.1	34.2	42.3
						標準的な職		技師、 学校栄養技師	困難な業務を 行う技師、 学校栄養技師	主任技師、 学校栄養主任 技師	主査、 学校栄養主査 技師

福祉職給料表 (社会福祉施設、保健福祉事務所等に勤務する生活指導員、社会福祉主事、保育士等に適用)

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10			1			
11		2	1			
12		9				
13		5		1		
14		2				
15			1			
16		1				
17		5	2			
18		2		1		
19		2	2	1		
20		11	3			
21		8	2			
22		9	4	2		
23		1		1		
24		4	2	1		
25	17	6	1			
26		4	2	2		
27	1	5	1			
28	14	2	2	2		
29	1	5	1			
30		8	2	1		
31	2	4	1	3		
32	13	6	3	1		1
33	6	6	1	2		
34	1	1		1		2
35	3	3	2	2		1
36	2	6		2		3
37	1	7		1		1
38	1	4				
39	1	6	2	2		1
40	2	4	1			1
41	4			1	1	1
42		2	1	1		
43	1	2	2	1		1
44	1	3		1		
45	1	2		5		
46	1	4	1			1
47	1	1	1	1	1	
48	2	6	1			
49	2		1	3		
50	1		3	1	1	
51	1	1		3	2	
52	1	1		2		
53	4	2	1	3		
54	1	1	1	2	3	
55	1	2			1	
56	4	2		2		
57	1	3		1	1	
58	1	1		1		
59		1		1	1	
60				3	1	
61			1	3		
62	1			3	1	
63		1		2	1	
64	2	3		5	6	
65		1		3	2	
66		1			2	
67				3	4	
68	1	4	1	4	2	
69				2	1	
70	2			6	3	
71		1		2	1	
72				2		

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6
73	1			4		
74				5	1	
75			1	6		
76	1	3		4		
77	1			1	4	
78				7		
79	1		1	4	1	
80	1			6	3	
81				5		
82				4		
83			1	8		
84		2	1	4		
85				3	2	
86	1			4		
87			1	3		
88		1		5		
89				7		
90				2		
91		2		2		
92			1	4		
93				2		
94		1		7		
95				4		
96		1		4		
97				6		
98		1		12		
99				7		
100				10		
101				4		
102				9		
103				3		
104		3		2		
105		1		3		
106		1		2		
107				2		
108		1		1		
109				3		
110						
111	1					
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118	1					
119						
120						
121						
122						
123						
124		1				
125						
126						
127						
128						
129	1					
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						

特定任期付職員給料表

(高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用)

号給	1	2	3	4	5	6
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
人員計(人)	108	204	60	265	42	13
(構成比(%))	(15.6)	(29.5)	(8.7)	(38.3)	(6.1)	(1.9)
平均給料月額 (円)	215,415	264,248	306,630	382,208	408,945	432,185
平均年齢(歳)	28.0	34.1	39.5	50.1	54.0	55.4
標準的な職	生活指導員	相当困難な業務を行う生活指導員	困難な業務を行う生活指導員	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う生活指導員	社会福祉施設の課長	社会福祉施設の部長等

号給	人員計(人)
1	
2	
3	2
4	2
5	2
6	1
7	

注 平均給料月額及び平均年齢の調査結果は、第2表その1(2頁)にあります。

教育職給料表 (小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手等に適用)

号給	級	1	2	3	4	5	号給	級	1	2	3	4	5
1							73	2	160	34	7		
2							74	2	183	50	11		
3							75		163	44	10		
4							76	1	167	63	11		
5							77	1	188	46	15		
6							78	1	173	48	13		
7			3				79	2	170	46	10		
8							80	2	142	40	16		
9			1				81	1	153	36	7		
10							82	1	144	40	18		
11			2				83	2	134	39	14		
12	2					1	84		139	34	63		
13							85	1	122	42	21		
14			2				86	2	134	32	15		
15	1		1				87	1	110	34	18		
16							88		128	39	14		
17			300			1	89		109	30	17		
18			2				90	1	114	29	14		
19			24				91		108	25	12		
20			294			3	92	1	98	32	19		
21			99			4	93		91	28	21		
22	1		30			6	94	2	126	26	21		
23			23			18	95	1	86	38	16		
24			381			13	96	1	95	27	17		
25	1		69			25	97	1	100	25	14		
26			60			16	98		98	29	15		
27			37			9	99	1	78	22	21		
28			407			18	100		78	23	15		
29			113			9	101		66	24	14		
30			75			10	102	1	76	25	21		
31			50			15	103	1	63	28	14		
32			412			21	104	1	60	24	20		
33	1		168			21	105		61	27	20		
34	1		90			36	106		71	22	14		
35			68			38	107	1	57	25	22		
36			314			55	108		46	25	8		
37			228			51	109		58	19	11		
38			114			26	110		53	30	12		
39	2		107	1		39	111		45	22	8		
40	1		232	4		25	112		41	43	15		
41	1		276	5		25	113		44	30	13		
42	1		154	1		16	114	1	33	34	16		
43	2		89	4		20	115		30	27	7		
44	1		235	8		11	116		40	31	9		
45			286	9		15	117		37	38	7		
46			157	8		9	118		32	28	12		
47	3		112	12	1	8	119		32	31	4		
48	1		186	20		5	120		28	20	3		
49	1		231	16		5	121		14	26	27		
50			179	16		1	122		34	31			
51			128	19		2	123		27	35			
52	2		179	22		6	124		29	30			
53			216	26	1	2	125		15	37			
54	1		165	29		5	126		27	27			
55			167	27	1	4	127		27	30			
56			195	24			128		28	37			
57	1		210	29	3	5	129		19	33			
58	2		206	35	1		130		22	30			
59	3		189	27	2		131		25	23			
60			182	42	2		132	1	19	17			
61			199	41	4		133		24	25			
62			180	31	5		134		25	16			
63	2		176	47	2		135		23	17			
64			172	46	1		136		21	20			
65	1		198	44	5		137		23	53			
66	2		205	34	8		138		40				
67	2		192	56	7		139		22				
68			157	44	7		140		20				
69	2		204	31	5		141		26				
70			194	36	15		142		25				
71			194	45	7		143		20				
72	3		189	45	10		144		30				

給 号	級	1	2	3	4	5
145			24			
146		1	19			
147			29			
148			21			
149			31			
150			29			
151			21			
152			25			
153			26			
154			34			
155			29			
156			27			
157			24			
158			29			
159			32			
160			37			
161			48			
162			44			
163			46			
164			61			
165		3	62			
166			58			
167			53			
168			59			
169			48			
170			45			
171			43			
172			40			
173			29			
174			18			
175			13			
176			15			
177			14			
178			9			
179			4			
180			4			
181			7			
182			2			
183			6			
184			6			
185			55			
人員計(人)		78	16,083	2,925	829	599
(構成比(%))		(0.4)	(78.4)	(14.3)	(4.0)	(2.9)
平均給料月額 (円)		268,926	313,114	402,079	435,136	450,665
平均年齢(歳)		39.7	36.0	48.6	52.9	56.6
標準的な職		実習助手等	教諭等	総括教諭	副校長、 教頭	校長

公安職給料表（警察官に適用）

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1									73	1	41	62	14	4	11	18	
2									74	1	42	76	11	1	6	9	
3									75	2	35	60	21	3	7	18	
4									76		37	60	17	8	3	14	
5									77	2	37	76	21	3	10	7	
6						1			78	1	34	70	24	3	7	8	
7									79		29	81	25	1	10	10	
8									80		37	78	28	2	17	4	
9	50			1					81		34	84	18	4	18	19	
10	32								82		23	82	20	4	10		
11	3								83	1	25	90	32	1	20		
12	47								84		21	77	27	3	14		
13	22						1		85		30	76	34	5	18		
14	38								86		22	75	21	2	16		
15	15								87		15	75	29	4	7		
16	91								88		24	71	45	6	19		
17	86								89		28	64	33	2	27		
18	36		1						90		13	65	41	4	21		
19	16								91		13	78	37	6	14		
20	165		1						92	1	20	68	46	2	18		
21	22		1					1	93		11	60	35	7	16		
22	19								94		12	67	51	2	19		
23	18		1						95	1	15	83	39	4	22		
24	142	2	3						96		9	55	41	1	12		
25	171		1						97		14	48	49	3	8		
26	88	3	1					1	98		8	38	48	1	14		
27	16	2	1	1					99	1	8	45	40	5	7		
28	265	5	4						100		9	44	39	4	11		
29	59	4	8						101		8	47	33	5	11		
30	63	10	5	1					102		6	42	42	4	11		
31	35	9	9						103		5	36	33	4	9		
32	208	33	6	1					104		5	41	37	9	5		
33	59	24	10						105		6	27	41	1	5		
34	65	22	14						106	1	1	25	40	1	10		
35	49	15	8						107	1	4	22	41	6	10		
36	201	58	18						108			31	32	7	9		
37	71	31	15						109			17	33	6	106		
38	53	24	20						110		1	27	28	4			
39	40	24	10						111		4	19	40	3			
40	162	54	9						112		4	11	37	2			
41	72	46	25						113		1	18	15	6			
42	50	45	17	3					114		1	15	33	7			
43	34	25	14	1					115	1	1	20	22	5			
44	85	65	21	1					116		1	24	20	6			
45	43	58	24		1				117		3	12	38	170			
46	49	44	29	1	2				118		1	13	24				
47	37	33	27		2				119			17	26				
48	97	75	26	3	6				120		2	18	33				
49	53	85	41	5	1				121		2	13	27				
50	38	76	20	3	1				122		1	15	37				
51	23	56	22	2	3				123		3	13	27				
52	58	81	25	3		3			124		1	13	31				
53	31	75	42	6	3	5		2	125		4	15	30				
54	21	56	48	4	1	3		3	126		4	14	28				
55	22	54	33	4		1		15	127		3	13	28				
56	24	94	37	6	2	1		7	128			21	39				
57	9	66	45	2	1	1		10	129		4	17	28				
58	13	66	44	4	4	3		9	130		2	20	27				
59	12	60	43	7	7	4		17	131		4	13	28				
60	14	58	37	1	3	4		9	132		5	18	35				
61	13	59	51	9	1	7		11	133		1	17	29				
62	7	53	60	8	3	4		6	134		2	19	39				
63	8	46	41	7	3	4		8	135		4	14	32				
64	5	66	35	8	2	2		2	136			27	32				
65	5	64	56	7	3	3		4	137		2	16	40				
66	3	49	53	15	5	1		5	138		5	14	38				
67	2	40	56	10	2	5		4	139		5	15	35				
68	7	64	62	7	1	5		6	140		2	14	42				
69	2	53	61	12	6	5		7	141		5	10	36				
70	3	34	55	12	3	6		9	142		3	13	32				
71	3	35	58	7	2	6		6	143		2	15	26				
72	1	48	59	14	4	1		12	144		2	16	28				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
145		1	13	32				
146		1	14	28				
147		5	14	27				
148		2	16	28				
149		1	13	29				
150			15	19				
151		4	17	23				
152			13	31				
153		1	12	25				
154		4	21	16				
155			7	22				
156			14	21				
157		7	17	13				
158			15	24				
159			10	17				
160			11	20				
161			11	22				
162			18	15				
163			10	28				
164			11	32				
165			18	33				
166			13	26				
167			9	28				
168			4	25				
169			8	151				
170			9					
171			6					
172			3					
173			12					
人員計(人)	3,265	2,941	4,532	3,219	413	633	166	293
(構成比(%))	(21.1)	(19.0)	(29.3)	(20.8)	(2.7)	(4.1)	(1.1)	(1.9)
平均給料月額 (円)	231,971	286,938	338,436	386,273	417,000	436,690	456,642	476,772
平均年齢(歳)	24.7	34.0	40.3	46.0	50.6	49.7	51.0	55.0
標準的な職	巡査	巡査長	巡査部長	係長、 警部補	警部、 専門官	警察本部 の課長補 佐等	警視、 調査官	警察本部 の課長、 警察署の 署長等

第4表 扶養手当の支給状況

その1 扶養親族数別の受給者数及び扶養手当の対象となる扶養親族数

扶養親族数	受給者数		扶養手当の対象となる扶養親族数			
	人	構成比	配偶者	子	父母等	合計
1人	6,226	32.6	2,150	3,851	225	6,226
2人	6,723	35.3	2,673	10,644	129	13,446
3人	4,680	24.5	3,623	10,353	64	14,040
4人	1,270	6.7	1,149	3,884	47	5,080
5人	149	0.8	136	598	11	745
6人以上	23	0.1	19	125	2	146
合計	19,071	100.0	9,750	29,455	478	39,683
昨年の状況	19,091	100.0	10,161	28,855	526	39,542

注 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいいます。

その2 職員区分別の平均扶養親族数及び平均扶養手当月額

区分	受給者数	受給割合	平均扶養親族数	平均手当月額	非受給者	合計	平均扶養親族数	平均手当月額
一般職員	3,552	34.6	1.9	21,328	6,709	10,261	0.6	7,383
うち行政職員	3,034	34.0	1.9	21,291	5,881	8,915	0.6	7,246
教育職員	6,796	33.1	2.0	21,761	13,718	20,514	0.6	7,209
警察官	8,723	56.4	2.3	24,124	6,739	15,462	1.3	13,610
合計	19,071	41.2	2.1	22,761	27,166	46,237	0.9	9,388
昨年の状況	19,091	41.3	2.1	22,588	27,118	46,209	0.9	9,332

第5表

管理職手当の支給状況

区 分	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種	受 給 者 計	手 当 受 給 者 1 人 当 たり 平 均 手 当 月 額
支 給 対 象 と な る 職 (代 表 的 な も の)	本庁の理事・ 局長 特定の大規模 出先機関の長	本庁の室長・ 部長 大規模出先 機関の長	本庁の課長・ 担当課長 出先機関の長 ・校長	出先機関の 副所長	副校長・教頭	船 長		
受 給 者	人 29	人 149	人 1,010	人 128	人 829	人 3	人 2,148	円 85,503

第6表

住居手当の支給状況

区 分		一 般 職 員		う ち 行 政 職 員		教 育 職 員		警 察 官		合 計	
		人 員	平 均 手 当 月 額	人 員	平 均 手 当 月 額	人 員	平 均 手 当 月 額	人 員	平 均 手 当 月 額	人 員	平 均 手 当 月 額
受 給 者	手 当 月 額 11,000 円 未 満 の 受 給 者	人 1		人 1		人 10		人 -		人 11	
	手 当 月 額 11,000 円 以 上 28,500 円 未 満 の 受 給 者	539	27,692	442	27,737	1,422	27,595	675	27,854	2,636	27,683
	手 当 月 額 28,500 円 の 受 給 者	2,248		1,972		4,711		2,371		9,330	
	計	2,788		2,415		6,143		3,046		11,977	
非 受 給 者		7,473	-	6,500	-	14,371	-	12,416	-	34,260	-
合 計		10,261	7,524	8,915	7,514	20,514	8,263	15,462	5,487	46,237	7,171
昨 年 の 状 況		10,121	7,304	8,803	7,340	20,659	8,025	15,429	5,455	46,209	7,009

注 1 住居手当の受給者(配偶者の居住する借家・借間を含まない。)の割合は、一般職員 27.2% (行政職員 27.1%)、教育職員 30.0%、警察官 19.7%、合計で25.9%です。

2 住居手当の額は、家賃月額 16,000円を超える者を対象とし、最高支給限度額は 28,500円です。

《参考》

	人 員	平 均 手 当 月 額
配 偶 者 の 居 住 す る 借 家 ・ 借 間	人 4	円 13,150

注 配偶者の居住する借家・借間に係る住居手当の額は、単身赴任手当を受給している職員が当該住宅に居住するものとした場合に支給される住居手当額の半額です。

第7表

通勤手当の支給状況

区 分	一 般 職 員				教 育 職 員		警 察 官		合 計		
	人 員	平均手当 月 額	うち行政職員		人 員	平均手当 月 額	人 員	平均手当 月 額	人 員	平均手当 月 額	
			人 員	平均手当 月 額							
受 給 者	交通機関等利用者	8,268	16,395	7,542	16,207	7,236	13,539	13,078	13,620	28,582	14,402
	交通用具使用者	1,180	9,321	673	7,101	11,496	5,313	788	8,869	13,464	5,873
	交通機関等と 交通用具併用者	265	19,552	218	19,757	264	14,124	467	14,528	996	15,758
	計	9,713	15,622	8,433	15,572	18,996	8,569	14,333	13,388	43,042	11,765
非 受 給 者		548	-	482	-	1,518	-	1,129	-	3,195	-
合 計		10,261	14,788	8,915	14,730	20,514	7,935	15,462	12,411	46,237	10,952
昨 年 の 状 況		10,121	14,718	8,803	14,623	20,659	8,092	15,429	12,440	46,209	10,995

- 注 1 通勤手当の受給者の割合は、一般職員94.7%(行政職員94.6%)、教育職員92.6%、警察官92.7%、合計で93.1%です。
 2 受給者の通勤方法別の割合は、交通機関等利用者66.4%、交通用具使用者31.3%、交通機関等と交通用具併用者2.3%です。

第8表 再任用職員の給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	級別人員								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
行政職給料表(1)	人 315	人 1	人 2	人 1	人 213	人 24	人 62	人 6	人 1	人 5
学校行政職給料表	174				85	5	84			
行政職給料表(2)	10				2	8				
海事職給料表(2)	3		1			2				
研究職給料表	12			9		3				
医療職給料表(2)	5				5					
医療職給料表(3)	2				1		1			
福祉職給料表	28				26	2				
教育職給料表	1,803	2	1,498	192	40	71				
公安職給料表	94			25	44	22	2		1	
合計	2,446									

その2 短時間勤務職員

給料表	2級
行政職給料表(1)	人 103
学校行政職給料表	19
医療職給料表(3)	1
福祉職給料表	4
教育職給料表	515
合計	642

職種別民間給与実態調査の結果

職種別民間給与実態調査(令和4年)の概要

- 1 調査の内容等
 - (1) 調査の内容

ア 民間企業における給与改定の状況等	イ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
ウ 本年4月分の初任給の状況	エ 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
 - (2) 調査期間
4月25日(月)～6月17日(金)
- 2 調査機関
神奈川県人事委員会、人事院、横浜市人事委員会、川崎市人事委員会、相模原市人事委員会等
- 3 調査範囲等
 - (1) 調査範囲

ア 調査対象事業所(母集団事業所)
全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 3,073事業所
なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外しました。

イ 調査対象職種 54職種(うち初任給関係12職種)
 - (2) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出
(1)に記載した事業所を組織(本・支店)、規模、産業によって46グループ(うち横浜市15、川崎市10、相模原市7、その他県内地域14)にグループ化し、その中から無作為に抽出した688事業所(うち横浜市291事業所、川崎市110事業所、相模原市80事業所、その他県内地域207事業所)の調査を行いました。
調査が完了した事業所は、第9表のとおりです。

イ 従業員の抽出
初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行いました。なお、役員及び臨時の従業員は全て除外しました。
 - (3) 調査実人員
32,347人(うち初任給関係職種1,993人)です。
 - (4) 集計
総計及び平均の算出に際しては、母集団に還元しました。

第9表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規模計	企業規模				
			3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業	計	事業所 517	事業所 120	事業所 87	事業所 64	事業所 195	事業所 51
農 業 , 林 業 、 建 設 業		24	4	4	2	9	5
製 造 業		214	41	31	25	86	31
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業		111	22	24	12	46	7
卸 売 業 , 小 売 業		41	7	8	8	16	2
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業		24	14	4	1	5	0
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業		103	32	16	16	33	6

- 注 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模等が調査対象外であることが判明した事業所が9所、調査不能の事業所が162所ありました。
- 2 調査対象事業所688所から企業規模、事業所規模等が調査対象外であることが判明した事業所9所を除いた679所に占める調査完了事業所517所の割合(調査完了率)は、76.1%です。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）です。

第10表

給 与 改 定 の 状 況

その1 ベース改定の状況

役職段階 \ 項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の慣行なし
係 員	39.3 %	9.0 %	0.2 %	51.6 %
課 長 級	24.1	11.5	0.2	64.3

注 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計しました。

2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100.0%にならない場合があります。

その2 定期昇給の実施状況

役職段階 \ 項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	86.9 %	86.1 %	24.9 %	2.2 %	59.0 %	0.8 %	13.1 %
課 長 級	73.2	71.4	18.5	1.9	51.1	1.8	26.8

注 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計しました。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計は計と一致しません。

第11表

企業規模別、職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種
1 企業規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和4年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
支店長	66	53.9	743,891	1,900	741,991	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
工場長	18	54.1	822,599	1,525	821,074	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
事務部長	1,080	53.0	693,089	3,077	690,012	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
技術部長	1,064	53.2	697,783	2,455	695,328	同上
事務部次長	318	52.2	619,442	1,957	617,485	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)
技術部次長	352	51.9	655,252	1,118	654,134	同上
事務課長	2,294	49.9	583,545	10,157	573,388	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
技術課長	2,613	49.5	586,030	9,622	576,408	同上
事務課長代理	694	46.4	563,230	57,384	505,846	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
技術課長代理	717	48.0	562,458	31,895	530,563	同上
事務係長	1,464	46.2	486,135	61,643	424,492	係の長及び係長級専門職
技術係長	1,617	45.2	494,864	70,042	424,822	同上
事務主任	1,383	43.4	410,558	51,786	358,772	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
技術主任	1,720	42.8	438,325	63,771	374,554	同上
事務係員	6,312	38.3	351,555	42,839	308,716	
技術係員	7,339	35.6	382,381	62,368	320,013	

注1 人事院及び都道府県市特別区人事委員会の共同調査のため、本県では調査事業所や調査実人員が少なくなる場合があります、その際、特定の事業所のデータが平均支給額に影響することがあります(第11表の各表において同じです。)

- 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいいます(第11表の各表において同じです。)
- 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいいます(第11表の各表において同じです。)
- 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいいます(第11表の各表において同じです。)

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	57	54.6	777,483	2,248	775,235	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	15	54.2	840,605	424	840,181	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	事 務 部 長	734	52.9	700,644	3,538	697,106	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	技 術 部 長	808	53.4	721,823	2,764	719,059	同 上
	事 務 部 次 長	229	52.7	634,533	2,044	632,489	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	技 術 部 次 長	261	52.6	691,589	1,203	690,386	同 上
	事 務 課 長	1,535	49.7	588,753	12,696	576,057	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
	技 術 課 長	1,911	49.7	601,671	10,262	591,409	同 上
	事 務 課 長 代 理	554	46.3	578,488	63,441	515,047	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	技 術 課 長 代 理	599	48.2	571,726	32,028	539,698	同 上
	事 務 係 長	934	46.1	489,571	66,597	422,974	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	1,110	45.1	507,355	73,457	433,898	同 上
	事 務 主 任	834	44.2	420,524	51,250	369,274	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
	技 術 主 任	1,078	42.9	447,535	65,004	382,531	同 上
	事 務 係 員	4,265	38.3	359,564	46,500	313,064	
技 術 係 員	4,832	35.3	388,836	65,064	323,772		

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
支 店 長	7	49.6	546,980	0	546,980	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
工 場 長	2	50.5	631,663	23,520	608,143	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
事 務 部 長	324	53.4	681,754	1,543	680,211	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技 術 部 長	225	52.7	638,562	1,048	637,514	同 上
事 務 部 次 長	85	50.7	580,142	1,778	578,364	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
技 術 部 次 長	79	50.0	542,349	893	541,456	同 上
事 務 課 長	709	50.3	578,321	4,188	574,133	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
技 術 課 長	597	49.0	547,449	6,795	540,654	同 上
事 務 課 長 代 理	131	46.3	492,791	28,580	464,211	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
技 術 課 長 代 理	80	44.9	477,899	32,371	445,528	同 上
事 務 係 長	486	46.4	485,943	53,096	432,847	係の長及び係長級専門職
技 術 係 長	429	45.9	466,647	60,502	406,145	同 上
事 務 主 任	521	42.0	395,627	53,697	341,930	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
技 術 主 任	567	42.0	405,172	61,921	343,251	同 上
事 務 係 員	1,831	38.1	329,376	32,400	296,976	
技 術 係 員	2,115	36.5	362,035	54,592	307,443	

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
支 店 長	2	52.2	602,882	0	602,882	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
工 場 長	x	x	x	x	x	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
事 務 部 長	22	53.5	578,713	10,944	567,769	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技 術 部 長	31	53.1	555,781	4,434	551,347	同 上
事 務 部 次 長	4	54.0	472,497	0	472,497	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
技 術 部 次 長	12	48.0	470,529	297	470,232	同 上
事 務 課 長	50	49.2	465,936	10,660	455,276	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
技 術 課 長	105	49.4	478,329	11,972	466,357	同 上
事 務 課 長 代 理	9	48.1	404,811	6,634	398,177	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
技 術 課 長 代 理	38	46.3	443,637	27,629	416,008	同 上
事 務 係 長	44	45.2	394,832	32,046	362,786	係の長及び係長級専門職
技 術 係 長	78	44.0	433,987	61,903	372,084	同 上
事 務 主 任	28	42.8	399,975	32,994	366,981	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
技 術 主 任	75	46.0	448,494	46,862	401,632	同 上
事 務 係 員	216	37.9	300,785	22,351	278,434	
技 術 係 員	392	38.6	340,381	40,645	299,736	

注 「x」は、調査実人員が1人の場合です。

その2 給与比較の対象外職種
企業規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和4年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
							円
海事関係職種	船長・機関長	-	-	-	-	-	
	一等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	二等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	三等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	運航士	-	-	-	-	-	
	甲板長・操機長	-	-	-	-	-	
	甲板手・操機手 甲板員・機関員	-	-	-	-	-	
教育関係職種	大学学長・副学長・学部長	3	66.3	820,467	0	820,467	
	大学教授	83	55.4	797,296	3,835	793,461	
	大学准教授	68	47.0	641,784	5,571	636,213	
	大学講師	36	42.0	537,569	9,882	527,687	
	大学助教	23	36.0	594,259	0	594,259	
職	高等学校校長	5	58.7	831,466	9,150	822,316	
	高等学校教頭	11	52.7	691,341	9,691	681,650	
	高等学校教諭	151	39.5	480,929	8,990	471,939	
研究関係職種	研究所長	4	57.4	957,629	0	957,629	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	144	50.6	690,562	648	689,914	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	80	48.0	594,038	8,490	585,548	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	211	44.6	583,630	28,361	555,269	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研究員	418	36.1	419,753	35,161	384,592	
	研究補助員	44	40.4	318,321	11,137	307,184	
技能・労務関係職種	電話交換手	-	-	-	-	-	
	自家用乗用自動車運転手	3	55.7	317,403	21,502	295,901	
	守衛	16	44.8	238,051	23,115	214,936	
	用務員	3	53.0	276,529	6,425	270,104	

第12表

職種別、学歴別及び企業規模別の初任給

職 種	学 歴	企業規模計		50人以上		100人以上 500人未満		50人以上 100人未満	
		調査実人員	平均	調査実人員	平均	調査実人員	平均	調査実人員	平均
事 務 ・ 技 術	新卒事務員	大学卒	人 488 円 219,199	人 395 円 220,593	人 78 円 211,682	人 15 円 221,900			
		短大卒	54 184,135	40 185,321	13 179,503	x x			
		高校卒	56 178,626	42 176,337	11 173,549	3 200,800			
技 術	新卒技術者	大学卒	571 217,224	400 214,674	146 219,642	25 234,697			
		短大卒	76 194,973	47 191,529	26 200,448	3 188,187			
		高校卒	150 175,805	119 173,607	20 179,092	11 185,528			
関 係	新卒事務員・ 技術者計	大学卒	1,059 218,133	795 217,598	224 216,753	40 229,810			
		短大卒	130 190,986	87 188,797	39 195,629	4 187,390			
		高校卒	206 176,527	161 174,287	31 177,523	14 189,521			
その他	新卒研究員	大学卒	- -	- -	- -	- -			

- 注 1 金額は、きまつて支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものです。
 2 短大卒には高専卒も含まれます。
 3 「x」は、調査実人員が1人の場合です。
 4 令和4年4月、県職員の事務・技術関係の新卒行政職員の初任給（地域手当12%を含む。）は、大学卒211,344円、短大卒189,168円、高校卒173,488円となっています。

第13表

初任給の改定状況

学 歴	企 業 規 模	項 目	新規学卒者の 採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者の 採用なし
				増 額	据 置 ぎ	減 額	
大 学 卒	規 模 計		%	%	%	%	%
		50人以上	48.6	(45.4)	(52.4)	(2.2)	51.4
		100人以上500人未満	78.3	(63.1)	(33.9)	(3.0)	21.7
		50人以上100人未満	48.8	(37.3)	(60.3)	(2.4)	51.2
高 校 卒	規 模 計		29.9	(40.5)	(59.5)	-	70.1
		50人以上	14.3	(27.3)	(72.7)	-	85.7
		50人以上	17.0	(63.3)	(36.7)	-	83.0
		100人以上500人未満	10.6	(29.9)	(70.1)	-	89.4
	50人以上100人未満	19.1	(5.2)	(94.8)	-	80.9	

- 注 1 事務員と技術者のみを対象としたものです。
 2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合です。

第14表

家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		71.8%
	配偶者に家族手当を支給する	54.0%
家族手当制度がない		28.2%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	13,182円
	配偶者と子1人	20,256円
	配偶者と子2人	26,609円

- 注 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合です。
 2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は75.2%です。
 3 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出しました。

第15表

在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当を 支給する	在宅勤務関連手当を 支給しない	在宅勤務を 実施していない
54.2 %	(31.9) %	(68.1) %	45.8 %

注 ()内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合です。

その2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
15.6 %	84.4 %

注 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給しない事業所を100とした割合です。

第16表

冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	項目	係 員		課 長 級		部 長 級 (非役員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
	規 模 計	% 51.4	% 48.6	% 44.7	% 55.3	% 45.1	% 54.9
	500人以上	50.8	49.2	40.5	59.5	41.5	58.5
	100人以上500人未満	53.0	47.0	49.7	50.3	48.5	51.5
	50人以上100人未満	49.7	50.3	48.5	51.5	49.9	50.1

第17表

定 年 制 の 状 況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
% 100.0	% 84.9	% 15.1	% -

注 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合です。

(参 考)

職員と民間従業員の職務対応

職員の職務の級	民間従業員の職務		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満	企業規模50人以上 100人未満
理事等 (10級) 局長等 (9級)	支店長、工場長、部長、 部次長 (取締役兼任者を除く。)		
本庁の部長等 (8級) 本庁の課長等 (7級)	課長	支店長、工場長、部長、 部次長 (取締役兼任者を除く。)	支店長、工場長、部長、 部次長 (取締役兼任者を除く。)
グループリーダー等 (6級) 副主幹、副技幹等 (5級)	課長代理	課長	課長
主査等 (4級)	係長	課長代理	課長代理
主任主事、主任技師等 (3級)	主任	係長	係長
高度の知識経験を必要とする主事、技師等 (2級)	上級係員	主任	主任
主事、技師等 (1級)	係員	上級係員、係員	上級係員、係員

生 計 費

第18表 費目別、世帯人員別標準生計費

(令和4年4月)

費目	世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
		円	円	円	円	円
食 料 費		32,660	41,400	53,020	64,640	76,260
住 居 関 係 費		44,280	78,540	62,670	46,810	30,940
被 服 ・ 履 物 費		5,740	3,960	6,190	8,430	10,670
雑 費 I		25,680	42,220	60,710	79,190	97,670
雑 費 II		7,000	12,940	15,390	17,820	20,260
計		115,360	179,060	197,980	216,890	235,800

注 1 標準生計費については、次により算定しました。

1人世帯については、1人世帯の費目別標準生計費(令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」を基礎として算定した令和3年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して算定した値)に、費目別平均支出金額に対する本県の支出金額割合を乗じて求めました。

2人～5人世帯については、横浜市・川崎市・相模原市の「家計調査」における令和4年4月分の費目別平均支出金額(4人世帯の1か月当たりの支出金額に調整したもの。2人以上の世帯のうち勤労者世帯の結果表の数値をもとに算出。)に、費目別、世帯人員別の生計費換算乗数を乗じて求めました。

2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定していますが、各費目の内容は、それぞれに掲げる家計調査等の大分類項目に対応しています。

食 料 費……食料

住居関係費……住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……被服及び履物

雑 費 I……保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 II……その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

労働経済情勢

第19表

労働経済指標

項目 年度・年月	きまって支給する給与				総実労働時間数		労働力関係			消費支出 (勤労者世帯)		物 価		
	神奈川県				神奈川県		神奈川県		全 国	横浜市		消費者物価指数		国内企業 物価指数
	調査産業計		うち 所定内給与		調査産業計		常 用 雇 用 指 数 (前年度比・ 前年同月比)	有 効 求 人 倍 率	有 効 求 人 倍 率	金 額	前年度比・ 前年同月比	横浜市 [前年度比・前年同月比]	全 国 [前年度比・前年同月比]	(前年度比・ 前年同月比)
	金 額	前年度比・ 前年同月比	金 額	前年度比・ 前年同月比	時間数	時間数								
千円	%	千円	%	時間	時間	%	倍	倍	千円	%	%	%	%	
令和2年度	299.2	△ 2.8	277.1	△ 1.6	134.6	10.6	△ 1.3	0.80	1.10	315.0	△ 9.6	△ 0.4	△ 0.2	△ 1.5
3年度	297.9	△ 0.4	275.6	△ 0.6	136.8	11.3	△ 0.3	0.80	1.16	332.9	5.7	0.1	0.1	7.0
令和3年1月	296.0	△ 1.1	273.8	△ 0.5	129.1	10.8	△ 2.0	0.76	1.08	303.0	△ 6.5	△ 0.5	△ 0.7	△ 1.8
2月	295.5	△ 2.6	274.1	△ 1.6	130.5	11.0	△ 1.5	0.76	1.09	271.0	△ 9.0	△ 0.6	△ 0.5	△ 0.9
3月	299.9	△ 0.2	277.0	0.3	138.4	11.8	△ 2.0	0.76	1.10	287.6	△ 17.6	△ 0.5	△ 0.4	1.0
4月	305.7	2.4	282.4	2.5	145.1	12.0	△ 1.5	0.77	1.09	392.1	0.1	△ 1.2	△ 1.1	3.5
5月	302.6	3.2	280.9	2.3	132.2	10.7	△ 0.4	0.78	1.10	312.2	7.5	△ 1.0	△ 0.8	4.8
6月	301.3	1.3	279.4	0.6	141.2	11.0	△ 0.4	0.79	1.13	293.4	△ 14.1	△ 0.5	△ 0.5	4.9
7月	299.5	△ 1.1	276.7	△ 1.2	140.5	11.3	△ 0.4	0.81	1.14	361.7	2.1	△ 0.4	△ 0.3	5.6
8月	297.0	△ 1.4	275.4	△ 1.1	129.0	10.5	△ 0.3	0.82	1.15	290.7	△ 7.9	△ 0.3	△ 0.4	5.6
9月	296.1	△ 1.9	274.3	△ 2.0	136.0	11.0	△ 0.9	0.82	1.15	421.0	42.3	0.3	0.2	6.2
10月	300.8	△ 0.5	278.1	△ 0.1	138.6	11.7	△ 1.2	0.81	1.16	301.2	1.5	0.1	0.1	8.0
11月	297.9	△ 1.2	274.9	△ 1.1	139.8	12.1	△ 1.1	0.79	1.17	312.2	4.1	0.4	0.6	8.9
12月	298.6	△ 0.7	275.3	△ 0.7	138.0	11.9	△ 1.0	0.78	1.17	363.0	9.4	0.6	0.8	8.6
令和4年1月	289.9	△ 2.0	268.5	△ 1.9	130.9	10.8	1.8	0.77	1.20	313.5	3.5	0.4	0.5	9.0
2月	290.4	△ 1.7	268.3	△ 2.1	131.7	11.0	0.7	0.80	1.21	278.7	2.8	1.0	0.9	9.4
3月	295.4	△ 1.5	272.5	△ 1.6	138.2	11.9	1.6	0.82	1.22	354.6	23.3	1.4	1.2	9.3
4月	301.4	△ 1.4	277.1	△ 1.9	143.5	12.2	0.8	0.87	1.23	368.3	△ 6.1	2.5	2.5	9.9
資料出所	県 政 策 局						神奈川県 労働局	厚生 労働省	総 務 省			日 本 行		

注 1 きまって支給する給与について

- ・「毎月勤労統計調査」で公表されている「再集計値」(事業所規模30人以上)の数値を基礎として算出しています。
- ・金額は、1人当たり1か月間の平均で、この数値を基礎として年度平均を算出しています。
- ・前年度比・前年同月比は令和2年=100とした指数を基礎として算出しています。

2 総実労働時間数について

- ・「毎月勤労統計調査」で公表されている「再集計値」(事業所規模30人以上)の数値を基礎として算出しています。
- ・時間数は、1人当たり1か月間の平均で、この数値を基礎として年度平均を算出しています。

3 労働力関係について

- ・常用雇用指数は、「毎月勤労統計調査」で公表されている「再集計値」(事業所規模30人以上)で、令和2年=100とした指数を基礎として算出しています。
- ・有効求人倍率は、季節調整値です。

4 消費支出について

- ・金額は、1世帯当たり1か月間の平均です。
- また、2人以上の世帯のうち勤労者世帯の結果表の数値を基礎として算出しています。

5 物価について

- ・令和2年=100とした指数(令和2年度は平成27年=100とした指数)を基礎として算出しています。

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査（完了率83.2%）

〈月例給〉公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 921円 (0.23%)

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,049円、平均年齢 42.7歳〕

〔改定の内訳：俸給 818円 はね返し分(注)103円〕 (注)俸給の改定により諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の平均支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.41月〔公務の平均支給月数 4.30月〕

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を3,000円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定

（平均改定率：全体 0.3%〔1級 1.7%、2級 1.1%、3級 0.2%、4級・5級 0.0%、6級以上は改定なし〕）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

〈ボーナス〉

民間の支給状況に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分。その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和4年度 期末手当	1.20月 (支給済み)	1.20月 (改定なし)
勤勉手当	0.95月 (支給済み)	1.05月 (現行0.95月)
5年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	1.00月	1.00月

〈実施時期〉

- ・月例給：令和4年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他の取組

(1) 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施

(2) テレワークに関する給与面での対応

テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討

4 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、公務員人事管理に関する報告で述べた様々な取組を進める中で、給与面においても、下記の課題に対応できるよう、給与制度のアップデートに向けて一体的に取組

令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講ずることを念頭。また、定年引上げ完成を見据えた更なる措置等に向けて、その後も対応

【給与上対応すべき課題】

- ・若い世代の誘致・確保
- ・積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ
- ・採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化
- ・働き方が多様化する中での職員の活躍支援や公務組織の全国展開の体制確保等の要請

→

【取組事項】

- ・若年層を始めとする人材の確保等の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準
- ・多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- ・65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブ
- ・初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し

公務員人事管理に関する報告の骨子

令和4年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。報告では、以下の1から3までの三つの課題認識とそれぞれの対応策を示した。概要は以下のとおり。

1 人材の確保

【課題】

民間企業等との人材獲得競争がし烈になる中で採用試験申込者数が減少傾向にあり、採用試験の在り方の見直しは喫緊の課題。また、多様な経験・専門性を有する民間人材の円滑な採用のため、運用面・制度面の課題の解消にスピード感を持って取り組む必要

【対応】

(1) 採用試験の見直し

受験者の利便性を向上し申込者数を増加させるため、総合職春試験の実施時期の前倒し、教養区分の受験可能年齢引下げ及び試験地追加、合格有効期間の延伸、その他受験しやすい採用試験の実現等について検討を進め、令和4年度内に方針を決定

また、総合職大卒程度試験（教養区分以外）及び一般職大卒程度試験の受験可能年齢引下げ、一般職大卒程度試験の新区分創設、総合職院卒者試験の受験資格見直しについて検討を進め、令和5年度内を目途に方針を決定

(2) 民間との人材交流の円滑化

民間人材活用促進のため、高度デジタル人材に係る特定任期付職員の採用及び本府省の課長級・室長級への一般任期付職員の採用について基準を明示し、各府省限りで採用できる範囲を拡大。給与決定について、現行制度上可能な柔軟な取扱いの明文化を始め、運用・制度の両面で各府省を支援。官民人事交流について交流基準の見直しを検討

2 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等

【課題】

職員の能力を引き出し、組織のパフォーマンスを最大限発揮するためには、職員の能力・適性等を考慮した育成、人事評価結果の任用・給与等への適切な反映が重要。また、職員がキャリアを自律的に考えられるよう、人事当局によるキャリアパスモデルの提示、成長機会の積極的な付与、管理職員による部下職員との適切なコミュニケーションが必要

【対応】

(1) 研修を通じた人材の育成

マネジメント能力向上のため、課長級行政研修のコース新設や係長級等の基礎教材作成。若年層等のキャリア形成支援の研修を充実。民間人材が早期に公務になじみ能力発揮できるよう研修教材等を充実。管理職員への研修等で女性登用に係る意識改革を推進

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進等

人事評価制度の見直しを踏まえ、能力・実績ある人材の登用やメリハリのある処遇がなされるよう制度周知。納得感のある人事管理推進のため、管理職員の評価・育成能力向上に向けて各府省の研修を支援

3 勤務環境の整備

【課題】

職員の Well-being 実現等に向けた職場環境整備が肝要。このため、働き方改革の推進は急務であり、中でも長時間労働の是正は人材確保の観点からも喫緊の課題。また、場所・時間を有効活用できるテレワークが広がっており、ライフスタイルが多様化する中、柔軟な働き方に対応した勤務時間制度の整備が必要。さらに、民間で健康経営が進展する中、職員の健康管理等を進める必要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

新設の勤務時間調査・指導室において客観的記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理を指導。他律部署・特例業務の範囲や医師の面接指導の徹底に関する指導、管理職員のマネジメントに関する助言のほか、デジタルの活用など業務見直しの好事例を横展開
業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。定員管理担当部局に対して必要な働きかけ。国会対応業務について、質問通告の早期化、オンラインの対応は超過勤務の縮減に寄与。引き続き国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の検討

学識経験者による研究会の中間報告で提言されたフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化を速やかに措置。テレワークや勤務間インターバル確保の方策、更なる柔軟な勤務時間制度等について本年度内を目途に結論を得るべく研究会で引き続き検討

(3) 健康づくりの推進

職員の健康増進を担う各府省の健康管理体制の充実を検討するため、官民の実態等を調査。ストレスチェックの更なる活用を促進。「こころの健康相談室」のオンライン相談窓口を拡充

(4) 仕事と生活の両立支援

不妊治療のための出生サポート休暇や育児休業等の制度を利用しやすい環境整備のため、不妊治療に関するイベントの開催や研修教材の提供等により周知啓発、各府省を支援。介護や学び直しに関し、介護休暇や自己啓発等休業制度等に係る調査研究

(5) ハラスメント防止対策

幹部・管理職員向け研修を組織マネジメントの観点も反映して見直し、令和5年度から実施。各府省担当者の専門性向上や迅速・適切な事案解決のための相談体制の整備に向けて実情・課題を把握、対応を検討